

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び、拡大の防止対策は本計画の定めるところによる。

1 地震防災上必要な教育及び広報

地震災害を予防し、その拡大を防止するため、防災関係職員に対して、地震防災に関する教育、研修を行うとともに一般住民に対して地震防災知識の広報、普及を図り防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

(1) 町職員に対する教育

町は、職員に対して地震防災応急対策等の実施に必要な防災教育を行うものとする。

ア 教育活動の実施方法

全職員を対象に研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配付等による教育活動を実施する。

イ 教育内容

(ア) 地震に関する一般的な知識

(イ) 地震に対する防災対策

(ウ) 町職員に課せられた役割

(エ) 地震が発生した場合の行動基準

(オ) 災害対策本部における各部局等の防災活動の業務及び処理方法

(カ) 地震対策の課題（組織、制度、対策、施設整備）

(2) 住民等に関する教育・広報

町は防災関係機関と協力して住民等に対し、地震に関する必要な防災教育・広報を実施するものとする。

ア 防災教育・広報の実施方法

(ア) 地震に関する知識

(イ) 地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上執るべき行動に関する知識

(ウ) 正確な情報入手の方法

(エ) 防災関係機関が講ずる地震防災対策等の内容

(オ) 各地域における地すべり、がけ崩れ等危険地域に関する知識

(カ) 各地域における避難場所、避難方法に関する知識

(キ) 通常住民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策内容

(ク) 自主防災組織に関する知識

(ケ) 近隣者の安否確認、要配慮者の救済など防災活動の協力に関する内容

(コ) 緊急地震速報の利用と心得の周知

(サ) 昭和56年以前の住宅所有者に対し、耐震化対策の促進を図る。

(3) 児童、生徒等に関する教育

町教育委員会は、児童、生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導するものとする。各学校は児童、生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を推進する。

ア 防災教育の実施方針

防災教育は、教科、学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、次の教育内容を基に、各学年に即した教育を実施するものとする。

イ 教育内容

- (ア) 地震に関する基礎的な知識
- (イ) 地震のもたらす被害
- (ウ) 基本的行動に関する指導
- (エ) 地震に対する心構えに関する指導

2 自主防災組織の育成

地震災害時に、地域住民、事業所等が迅速な行動がとれるよう地域住民、事業所等による自主組織の設置、育成を推進するものとし、具体的には、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

3 地震防災訓練計画

町は、大規模な地震に対する防災体制の確立と災害応急対策、活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び、自主防災組織と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化とともに住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした以下の種類の防災訓練を実施する。

(1) 北海道防災会議との協調訓練

ア 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模火災等を想定した訓練を総合的立体的に実施する。

イ 災害通信連絡訓練

地震災害情報の収集伝達及び報告の訓練を実施する。

(2) 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

ア 情報通信訓練

イ 広報訓練

ウ 職員参集、指揮統制訓練

エ 火災防御訓練

オ 緊急輸送訓練

カ 公共施設復旧訓練

キ 避難訓練

ク 救出救護訓練

ケ 警備交通規制訓練

コ 炊き出し、給水訓練

サ 災害偵察訓練

4 火災予防

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災への拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりとする。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町、消防機関及び関係機関は地震時の火の取扱について指導啓発するものとする。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町、消防機関及び関係機関は地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発につとめ、消火器の設置促進、消火用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方や管理方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 病院、集会施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防設備の設置を促進するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

消防機関は消防法に規定する立入検査を、消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を図る。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、大規模建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防施設の整備及び消防水利の確保を促進するとともに、消防技術の向上を図る。

(5) 消防計画の整備強化

消防機関は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点をおく。

ア 消防力等の整備

イ 災害に対処する消防水利及び災害危険地域、特殊建物等の調査

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

エ 査察その他の予防指導

オ その他火災を予防するための措置

5 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

(1) 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、町、消防機関及び関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化

エ 事業所等における自主保安体制の確立強化

オ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導

カ 事業所間における防災についての協力体制の確立強化

(2) 危険物保安対策

ア 消防機関は危険物製造所等に対し随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令または是正指導を行うものとする。

イ 消防機関は、危険物製造所等における従業員に対する保安教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導するものとする。

(3) 高圧ガス保安対策

消防機関は、事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

6 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

地震に起因する地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、主として降雨、地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地すべり及び崩壊（がけ崩れ）の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。本町の地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）危険箇所は、第4章第11節別表のとおりである。

(2) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、及び急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害がおよぶこととなる。町は道及び防災関係機関と協力して災害防止に必要な諸施策を実施する。

ア 地すべり防止区域の指定、管理、防止工事の施行

地すべり防止区域の指定は、地すべり防止法に基づき主務大臣が知事の意見を聞いて指定し、管理は知事が行う。地すべり防止工事の施行は、知事が町長の意見を聞いて当該地すべり防止区域に係わる地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、主務大臣に提出し、この基本計画に基づいて施行する。

なお、砂防法第2条の規定により指定された土地、及び森林法の規定により、保安林、又は保安施設地区に指定された土地に存する地すべり区域においては、治山治水緊急措置法に基づく治水事業業計画及び治山事業計画により、計画的に実施する。

イ 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地域の指定及び管理は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事が行う。

崩壊防止工事のうち、住民に施行させることが困難、または不適當なものについては道が施行する。

7 避難計画

第5章第4節「避難対策計画」に定めるところによる。

第2節 地震災害応急対策計画

地震による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における応急対策は、本計画によるものとする。

1 組織及び活動

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、第3章第2節に定めるところにより、災害対策本部を設置し、道、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び区域内の公共団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。

2 通信連絡対策

(1) 通信連絡の方法

第5章第1節「災害情報収集・伝達通信計画」に定めるところによる。

(2) 無線局の確保

無線基地局を火災の延焼から極力守るとともに、安全な場所に移転するなど、無線の安全を確保し、併せて自家発電の自給電力を備蓄するものとする。

(3) 移動無線、携帯無線の活用

各関係機関の持つ移動無線、携帯無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保するものとする。

(4) 報道機関、無線関係者との協力体制の確立

放送局、各新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、通信の万全を図るものとする。

(5) 機動力による連絡体制

自動車等の機動力を動員する連絡体制を確立するものとする。

(6) 放送の優先利用

町長は、災害対策基本法第57条に基づき、緊急を要する場合で特別に必要なときは、北海道知事を通じて放送局に災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を依頼することができる。

3 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検、整備を行い、又直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動の万全を期するものとする。

(2) 広報内容

第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによる。

4 消火対策

(1) 消火活動は、北十勝消防事務組合消防本部が中心となって行い、大規模な火災が発生した場合は、道及び他市町村、関係機関等に消防ポンプ車、消防隊、化学消防車等の派遣要請を行うものとする。

(2) 危険物の保安活動

ア 町長は、被害が広範囲にわたり引火爆発、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとと

もに、区域内住民に対する避難立退きの指示、勧告をするものとする。

イ 火災防御は、消防本部がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤、化学車等が必要になった場合町長は他の機関に応援を求めるものとする。

ウ 町長は、流失、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させるものとする。

エ 町長は、漏油した場所、その他危険区域はロープ等で区画し係員を配備する。

5 避難対策

避難勧告又は指示の時期、周知方法及びその内容、避難場所、避難誘導方法等については、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

6 救出対策

(1) 住民等による救出、救助活動

被災者の救出は原則として、厚生対策部及び消防団等により実施されるが、地震発生時においては、火災の同時多発、火災の延焼等も予想され、又地震の発生状況等から被災地が相当広範囲にわたるものと予想されるので、厚生対策部を中心とした救助は困難性を伴うため、自治会等住民による自主救出活動を促進するものとする。

(2) 消防職団員及び警察官等による救出、救助活動の実施

町長は、震災により緊急に救出、救助を要する住民があることを察知したときは、火災の発生状況等を勘案して警察官と協力し、消防機関を適切に運用して救出、救助を実施する。

7 医療救護対策

地震発生により医療救護が必要と認められる場合は、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、医療対策部に出動を指示するとともに、被災状況により十勝医師会に協力を要請する。

8 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は次のとおり定める。

(1) 上水道

ア 応急措置

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を、あらかじめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

その他、飲料水の供給については、第5章第16節「給水計画」を準用する。

イ 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(2) 電気

ア 応急措置

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

イ 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

(3) 通信（電話）

ア 応急措置

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道東支店など通信を管理する機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

イ 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

9 その他の応急対策

その他の応急対策については、第5章の各節に定めるところによるものとする。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 目的

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という）の処理すべき事務又は業務の大綱は、鹿追町地域防災計画（以下「計画」という）第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、鹿追町災害対策本部条例及び第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

(1) 町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等職員の参集計画については第3章第2節の4の(2)「非常配備に関する基準」に定めるところによる。

(2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集・伝達における役割は第5章第1節の1「気象情報等の伝達計画」に定めるところによる。

イ 地震による被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している伝達網が寸断されることを考慮し、第5章第1節3「災害情報等の報告、収集及び伝達」により行うものとする。

ウ 通信の途絶、交通の障害等により、町長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、計画第5章第1節2(2)イ「非常電話又は緊急通話による連絡」に定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の被害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ防災関係機関等が全力を挙げて対応することはもとより、住民・自主防災組織、事業所等においても可能な限り、人命救助・出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。

以下町防災計画に定めるところによる。

ア 救助・救急：第5章第9節「救助・救出計画」

イ 消 火：第4章第10節「消防計画」

ウ 医 療：第5章第10節「医療救護計画」

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を十勝総合振興局を経由して知事に対して、供給要請する。

(6) 輸送活動

第5章第14節「輸送計画」の定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

第5章第10節「医療救護計画」・第10節「防疫計画」の定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は、道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

人員の配備状況は十勝総合振興局を經由して知事に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところによる。

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4節 円滑な避難の確保に関する事項

1 避難対策等

(1) 地震発生時において、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域住民に対し避難の勧告又は指示を適切かつ円滑に実施する。

なお、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障がい者等避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物は、第5章第4節別表2「収容避難所一覧表」に定めるところによる。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(2) 町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 町は、避難場所を開設した場合は、第5章第4節「避難対策計画」に基づき当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 地震が発生した場合、アに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(6) あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応については第4章第7節2「外国人に対する対策」により周知を図るものとする。

(7) 避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 避難者に対する救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

2 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、地震からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

ア 地震等の情報の的確な収集・伝達

イ 地震からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の地震避難計画作成等に対する指導

エ 救助・救急等

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第4章第8節「消防計画」に定めるところによる。

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水 道

円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるため第5章第18節1項「水道施設」による処置を講ずるものとする。

(2) 電 気

ア 電気事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関北海道電力株式会社新得営業所及び電源開発株式会社北海道支社は、第5章第18節第2項「電力施設」の措置を講ずるものとする。

(3) ガ ス

ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のために第5章第18節3項(1)アに定める処置を講ずるものとする。

(4) 通信

第5章第1節「災害情報収集・伝達通信計画」の定めによる。

(5) 放送

第5章第3節「災害第広報・情報提供計画」の定めによる。

4 交通対策

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

5 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 飲料水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等にあつては次の措置

a 学校等が、本町の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

c 町から災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民の受け入れ方法

(ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等

の管理者はアの(ア)又はアの(イ)に掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(1) 整備方針

ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。

イ 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。

ウ 施設の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

エ また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

オ 具体的な事業施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(2) 整備すべき施設

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

オ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地・広場その他の公共空地、又は建築物

カ 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート

キ 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

ク 公共医療機関、休日夜間診療を行っている病院・社会福祉施設、公立の小学校、中学校、不特定かつ多数のものが出入りする公的建造物の改築又は補強

ケ 農業用排水施設であるため池で、避難経路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの

コ 地域防災拠点施設

サ 防災行政無線設備その他の施設又は設備

シ 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

ス 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

セ 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

2 建築物、構造物等の耐震化の推進

(1) 建築物の耐震化

- ア 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- イ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難場所・避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- ウ 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

(2) ライフライン施設等の耐震化

- ア 町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- イ 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- ウ 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(3) 長周期地震動への対応

町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

第6節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震

発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

7 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

- 4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報
- 5 自動車運転者に対する教育・広報
- 6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

1 住民の防災対策

- (1) 町民は、家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 町民は、平常時より地震に対する心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。

2 自主防災組織の育成等

- (1) 町民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- (3) このほか、自主防災組織の育成等については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業が果たす役割(従業員・顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 多数の者が利用し、又は、従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害、(事故災害) についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

1 基本方針

町内地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- (ア) 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- (イ) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (カ) 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材の整備促進に努めるものとする。
- (キ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

- (ア) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (イ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (ウ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

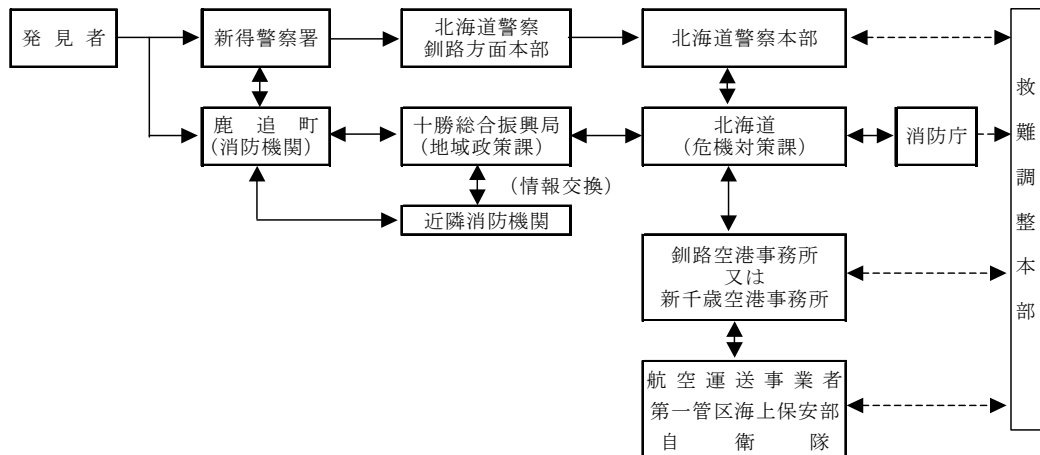
(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

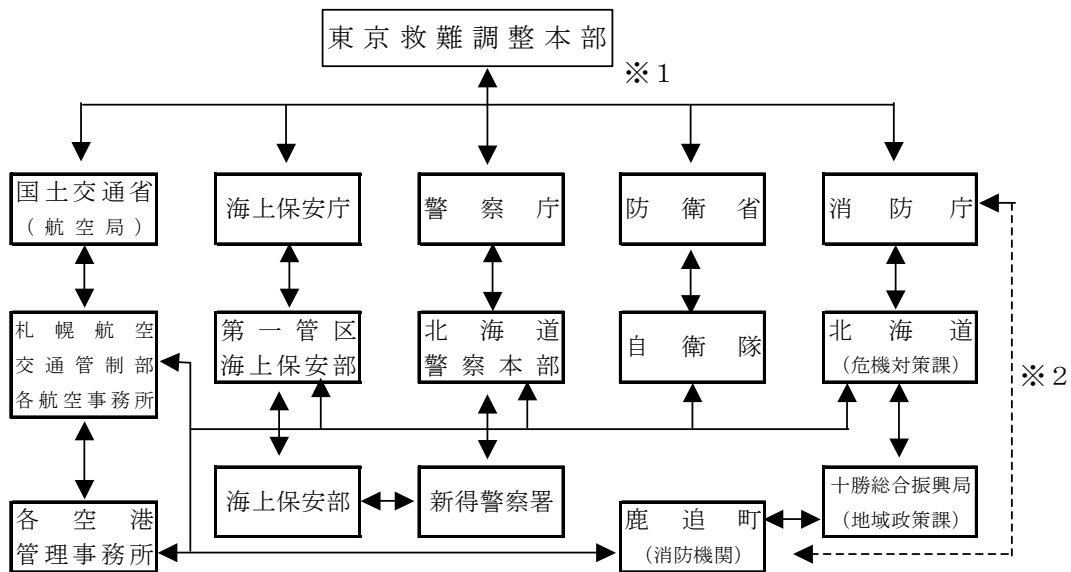
ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



※1 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。 ※2 道と連絡が取れない場合

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族等、旅客及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、航空管理事務所、航空運送事業者、市町村（消防機関）、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

イ 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

ウ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、迅速かつ円滑な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議し、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 搜索活動

航空機等の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接な協力の上で、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第10節「救助・救出計画」の定めにより実施する。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによる。

(7) 消防活動

消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消化剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

また、職員は航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び死体の収用等

町等各関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収用、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通統制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

ア 実施機関

町、北海道

イ 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、航空検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第10節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第9章第2節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

(11) 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため次のとおりそれぞれの事故災害について各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

オ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

カ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

キ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施する等必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するも

のとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被害者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、鹿追町、新得警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等々に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 道路利用者及び地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急復旧に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 鹿追町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 防災関係機関

防災機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(ウ) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、

「災害現地合同対策本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助・救出計画」の定めにより実施するものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ 消防機関

(ア) 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

イ 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第8章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請要求

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより総合振興局長に対し、派遣要請要求をするものとする。

(11) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれの単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(12) 災害復旧

道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ的確に行い、道路交通の確保に努めるものとする。

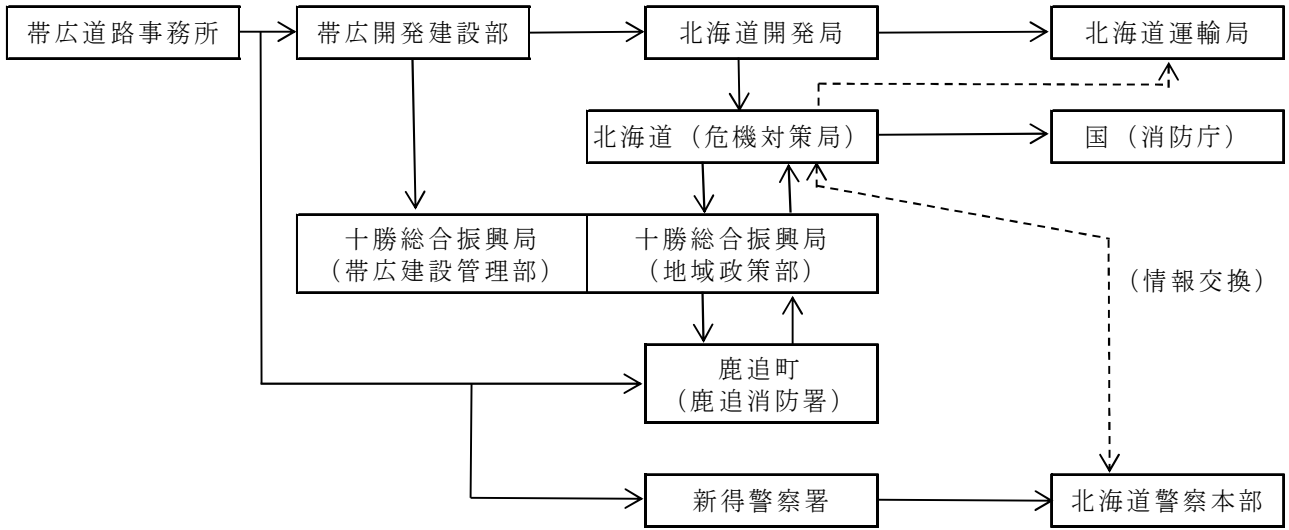
イ 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

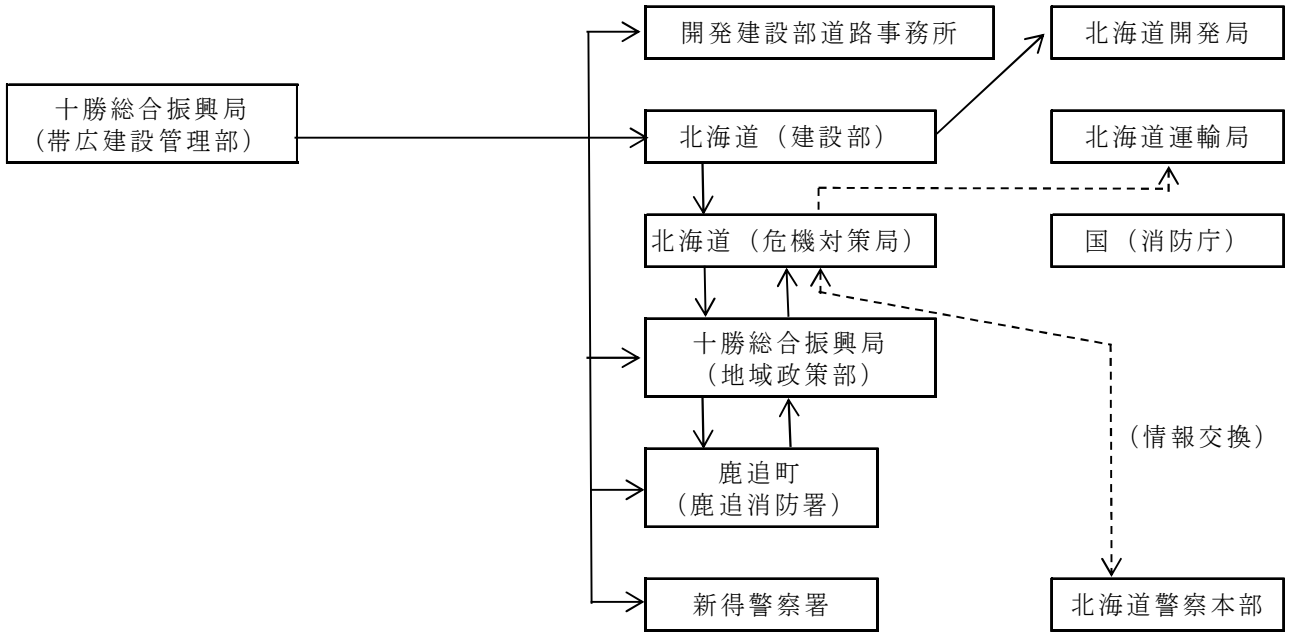
エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

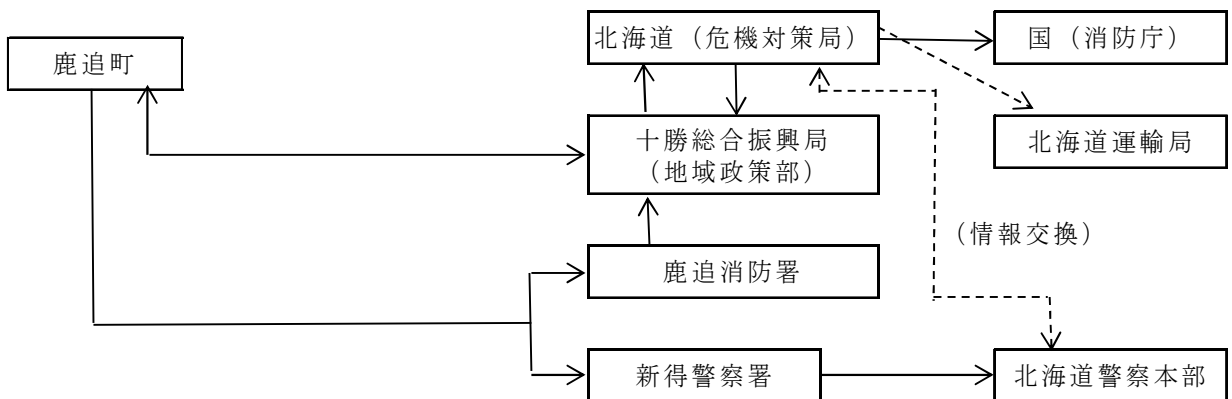
1 国の管理する道路の場合



2 道の管理する道路の場合



3 町が管理する道路の場合



第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線物質）の漏洩、流失、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については本計画の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの。

(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの。

(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの。

(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの。

(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」という)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 危険物の流失その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 十勝総合振興局、鹿追消防署

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安

教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 新得警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

イ 十勝総合振興局、北海道産業保安監督部

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届け出を受理したときは、速やかに道公安委員会（北海道産業保安監督部にあつては、国家公安委員会）に通報する等関係機関との連絡体制の確立を図るものとする。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

ウ 新得警察署

(ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬類運搬の届出があつた場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があつたときは、速やかに知事に通報するものとする。

エ 鹿追消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 十勝総合振興局、北海道産業保安監督部

- (ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- (ウ) 道（十勝総合振興局）にあつては、高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 新得警察署

- (ア) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があつたときは、速やかに道知事に通報するものとする。

エ 鹿追消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- (ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は、多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 十勝総合振興局保健環境部

- (ア) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ 新得警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

エ 鹿追消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防機関等関係機関へ通報するものとする。

イ 鹿追消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 新得警察署

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

a 災害の状況

b 家族等の安否情報

- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 鹿追町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 鹿追消防署

(ア) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第9節「救助・救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより交通規制を実施するものとする。

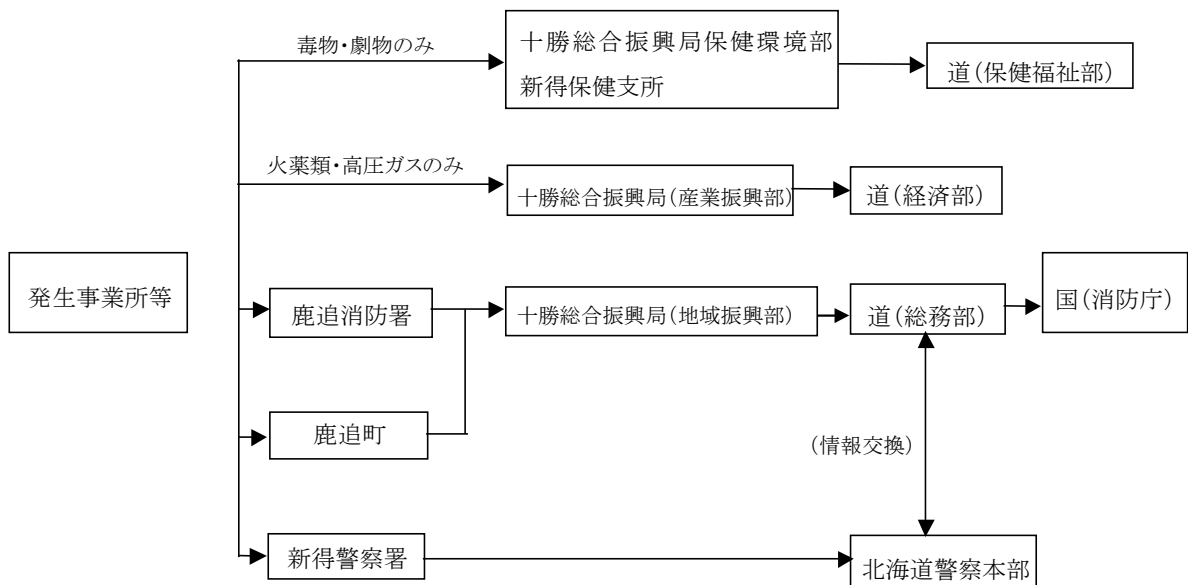
(9) 自衛隊派遣要請要求

第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、総合振興局長に対し、派遣要請要求をするものとする。

(10) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれの単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、都府県及び国へ応援を要請する。

別記 情報通信連絡系統図



第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

鹿追町及び鹿追消防署は、次の事項について実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地、緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上で、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的の火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び活用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と相互に連携して実質的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件(第5章第1節1項の(2)のオ参照)となり火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否状況
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否状況
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町等関係機関は、第5章第9節「救助・救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

新得警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(9) 広域応援

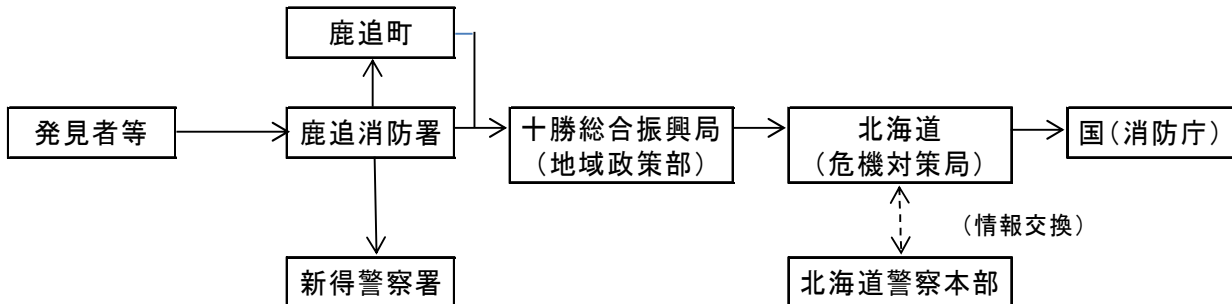
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場

合、鹿追町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第5節 林野火災予消防計画

1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的によるものであるので、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

ア 北海道森林管理局、道、町

(ア) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、懸垂幕、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の許可、届出等について指導する。
- c 火災警報発令又は気象条件等により、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。
- e 児童生徒による協力（標語、ポスターの募集）。

(イ) 火入れ対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月、以下「危険期間」）中の火入れは極力避け、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町規則の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(ウ) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるように整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

(ア) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

- (イ) 巡視員の配置
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上で、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所の設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上で、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 演習地出入者に対する防火啓発
- (イ) 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- (ウ) 危険区域の標示
- (エ) 防火線の設定
- (オ) 巡視員の配置

オ バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- (ア) 路線の巡視
- (イ) ポスター掲示等による広報活動
- (ウ) 緊急時における専用電話の利用

(2) 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、鹿追町林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

鹿追町林野火災予消防対策協議会は、次の実施機関及び協力機関をもって組織する。

ア 実施機関

鹿追町

北海道森林管理局帯広事務所十勝西部森林管理署東大雪支署

新得警察署（鹿追駐在所、瓜幕駐在所）
 陸上自衛隊鹿追駐屯地
 とちち広域消防事務組合鹿追消防署
 鹿追消防団
 森林愛護組合
 西十勝森林組合

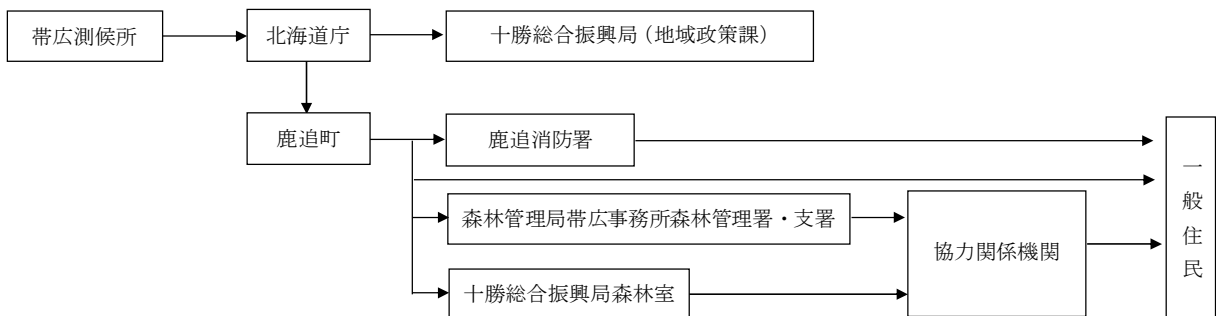
- イ 協力機関
 鹿追町農業協同組合
 鹿追町山岳会
 鹿追町観光協会
 十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所
 国立公園宿舎事業者
 その他、民間協力団体等

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む。）警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

ア 火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により帯広測候所が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第5章第1節のとおりである。



イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

(ア) 十勝総合振興局

通報を受けた振興局長は、通報内容及びとるべき予防対策等を市町村へ通報するものとする。

(イ) 鹿追町

通報を受けた町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署・支署、十勝総合振興局森林室へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

(ウ) 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住

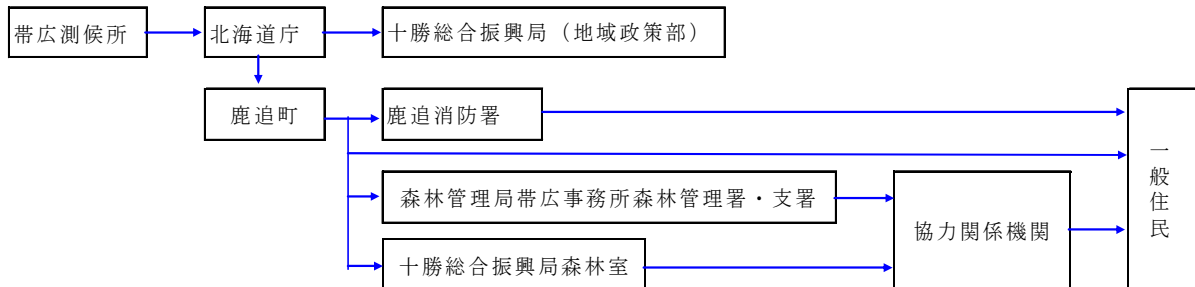
民に周知徹底を図るものとする。

3 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (エ) 町及び総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否状況
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否状況

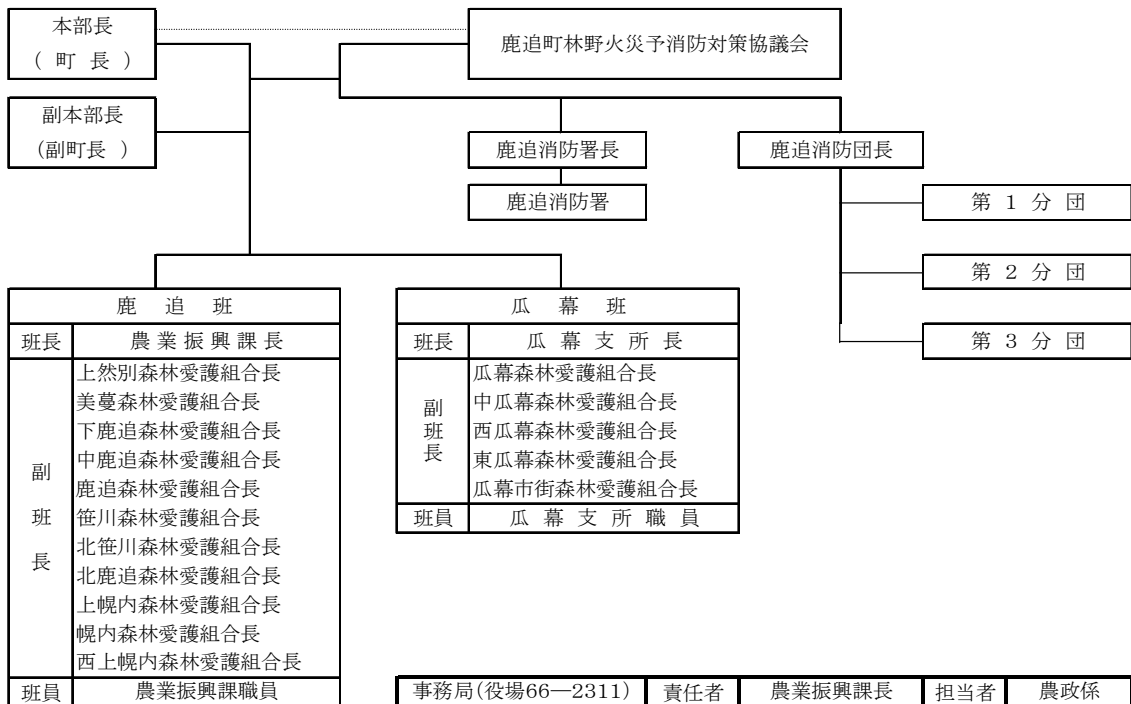
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生する場合において、災害の状況に応じて林野火災予消防本部を設置して応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

林野火災予消防本部組織図



イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上で、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

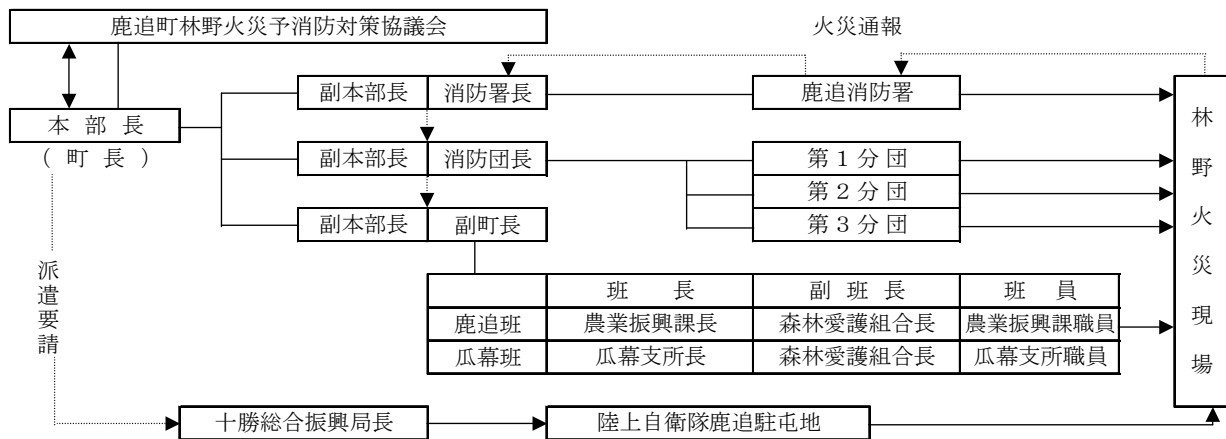
ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消

火を実施する。

ウ 林野火災発生の際には、林野火災消防出動系統図により直ちに出動し、初期消火を図るものとする。

林野火災消防出動系統図



(5) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

新得警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(8) 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強い町づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 廃棄物処理等計画

災害における被災地のごみ収集、し尿くみ取り、死亡獣畜等処理（以下「廃棄物等処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、第5章第22節「障害物除去計画」によるものとする。

1 実施責任者

町は被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

また、被災地における獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次の定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、鹿追地域を管轄する十勝総合振興局保険環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、十勝総合振興局保険環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ 全ア及びイにおいて埋却する場合に合っては1m以上覆土するものとする。

第3節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 町

ア 町は、罹災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(2) 消防機関

ア 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等による火災損賠調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

イ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2 被災台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための必要があると認めるときは、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害状況	
カ 援護の実施状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(昭和25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	
コ 罹災証明書の交付の状況	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 申請を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外のものに係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2項の(1)のイの表中のス）を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

(1) 生活福祉資金

(2) 母子・寡婦福祉資金

(3) 災害援護資金貸付金

(4) 災害弔慰金

(5) 災害障害見舞金

(6) 住宅被害見舞金（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）

(7) 災害復興住宅資金

(8) 農林漁業セーフティネット資金

(9) 天災融資法による融資

(10) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設（災害復旧）)

- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活支援再建支援法」に基づく支援

4 災害義援金の募集及び配分

(1) 実施責任

災害による被災者を救護するための義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に那样配分する。

(2) 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（別記）の定めるところによる。

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(会議)

第6条 各委員は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が召集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が代理する。

(要綱)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴衆)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は昭和57年9月1日から実施する。

災害義援金品募集北海道地方委員会会則（昭和23年9月25日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集（配分）業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託（注）を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する依託協定
（昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長）